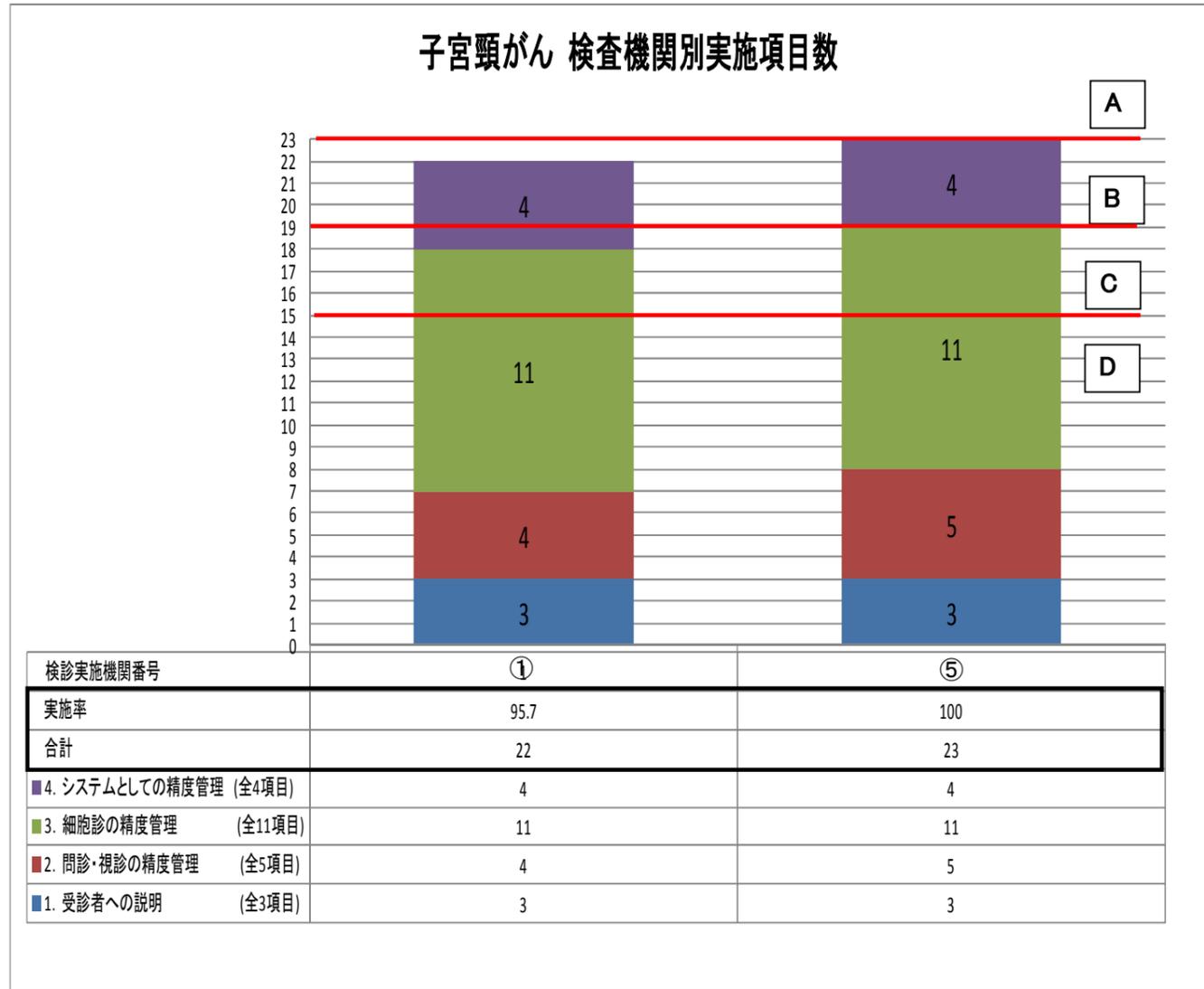


一 検診実施機関別集計結果



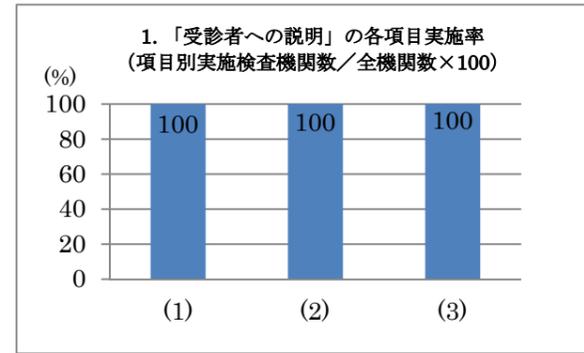
※評価基準について

評価は厚生労働省が設置した「がん検診に関する検討会」及び「がん検診事業の評価に関する委員会」でまとめられた「がん検診のためのチェックリスト(検査機関用)」の中で、検診機関が遵守すべき精度管理の要点に沿って ABCD の 4 段階評価を以下の基準で行いました。

評価	項目の遵守状況	遵守されていない項目数
A	チェックリストをすべて満たしている	0 項目
B	チェックリストを一部満たしていない	1-4 項目
C	チェックリストを相当程度満たしていない	5-8 項目
D	チェックリストを大きく逸脱している	9 項目以上

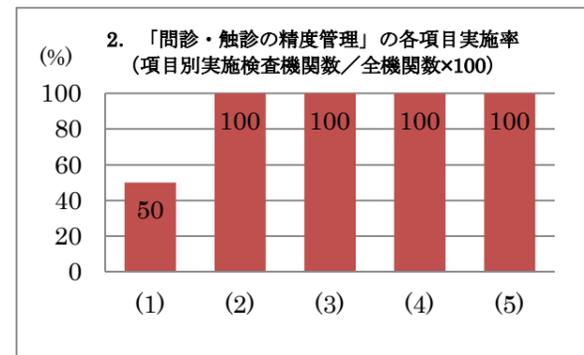
二 各実施項目集計結果

1 受診者への説明



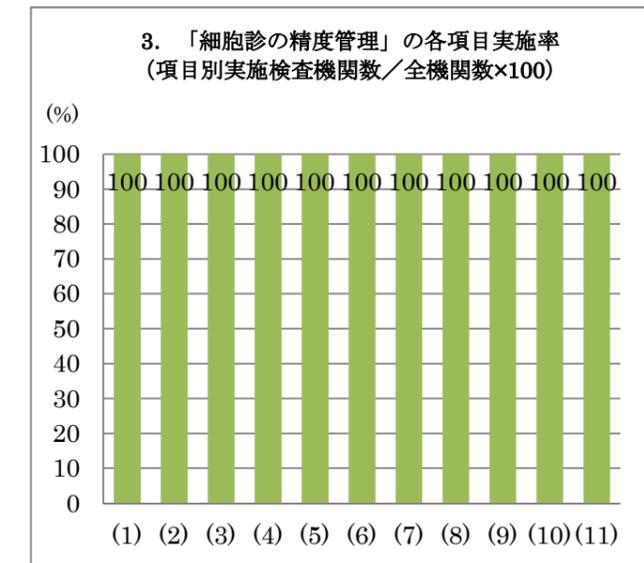
- (1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを事前に明確に知らせているか。
- (2) 精密検査の方法や内容について説明しているか
- (3) 精密検査の結果の市町村への報告等の個人情報の取り扱いについて、受診者に対し十分な説明を行っているか

2 問診・触診の精度管理



- (1) 検査項目は、子宮頸部の細胞診のほか、問診、視診、及び内診としているか
解説…医師が採取した検体による細胞診は○、その以外は×
- (2) 問診は、妊娠及び分娩歴、月経の状況、不正性器出血等の症状の有無、過去の検診受診状況等を聴取しているか
- (3) 問診の上、症状(体がんの症状を含む)のある者には、適切な医療機関への受診勧奨を行っているか
- (4) 視診は陰鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察しているか

3 細胞診の精度管理



- (1) 細胞診は、直視下に(必要に応じて双合診を併用し)子宮頸管及び膣部表面の全面擦過により細胞を採取し、迅速に処理(固定)した後、パapanicolaou染色を行い観察しているか。
- (2) 細胞診の業務を委託する場合は、その委託機関(施設名)を明記しているか
解説:(3)-(6)および(9)-(11)について委託機関に状況確認がとれれば○
- (3) 日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して検査を行っているか
- (4) 細胞診陰性と判断された検体は、その10%以上について、再スクリーニングを行っているか。または再スクリーニング施行率を報告しているか
解説:10%以上であれば○、10%未満は×、また日本臨床細胞学会認定施設においては、再スクリーニング率を日本臨床細胞学会に報告していれば○
- (5) 細胞診の結果は、速やかに検査を依頼した者に通知しているか
解説:依頼したもとは、市町村、細胞診委託元検診機関、受診者のいずれも可

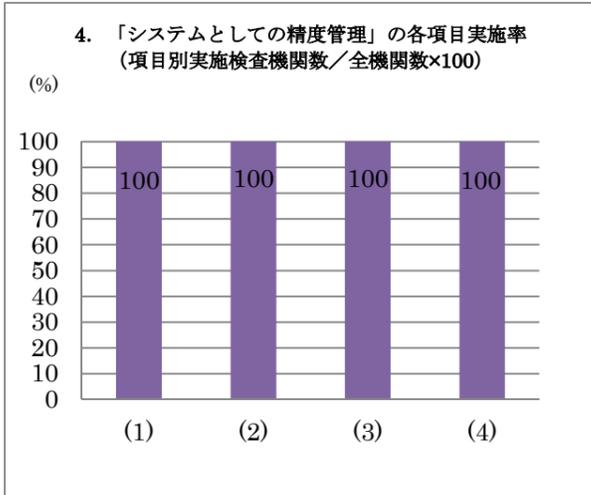
(6) 細胞診結果の分類には、日本母性保護産婦人科医会の分類及び Bethesda system による分類のどちらを用いたかを明記しているか。

日本母性保護産婦人科医会の分類を用いた場合は、検体の状態において「判定可能」もしくは「判定不可能」(Bethesda system による分類の「適正・不適正」)に相当)を明記しているか

解説:「判定可能」もしくは「判定不可能」(Bethesda system による分類の「適正・不適正」)が明記されていれば○、どちらも記載しない場合は×

- (7) 検体が適正でなく、判定できないと判断された場合には、再検査を行っているか
- (8) 検体が適正でない場合はその原因等を検討し対策を構っているか
- (9) がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行っているか
- (10) 標本は少なくとも 3 年間は保存しているか
- (11) 検診結果は少なくとも 5 年間は保存しているか

4 システムとしての精度管理



- (1) 精密検査結果及び治療結果の報告を、精密検査機関から受けているか
解説: 精密検査結果とは、組織型、臨床進行期を指す。治療機関からの報告も含む
- (2) 診断のための検討会や委員会 (第三者の子宮頸がん専門家を交えた会) を設置しているか
解説: 診断・判定の精度向上のための症例検討会が定期的に行われていれば○
- (3) 都道府県がプロセス指標(受診率・要精検率・精検受診率・がん発見率・陽性反応適中度)に基づく検討ができるようデータを提出しているか
- (4) 実施主体へのがん検診の集計・報告は、地域保健・健康増進事業報告に必要な項目で集計しているか
解説: 実施主体とは市町村を指す